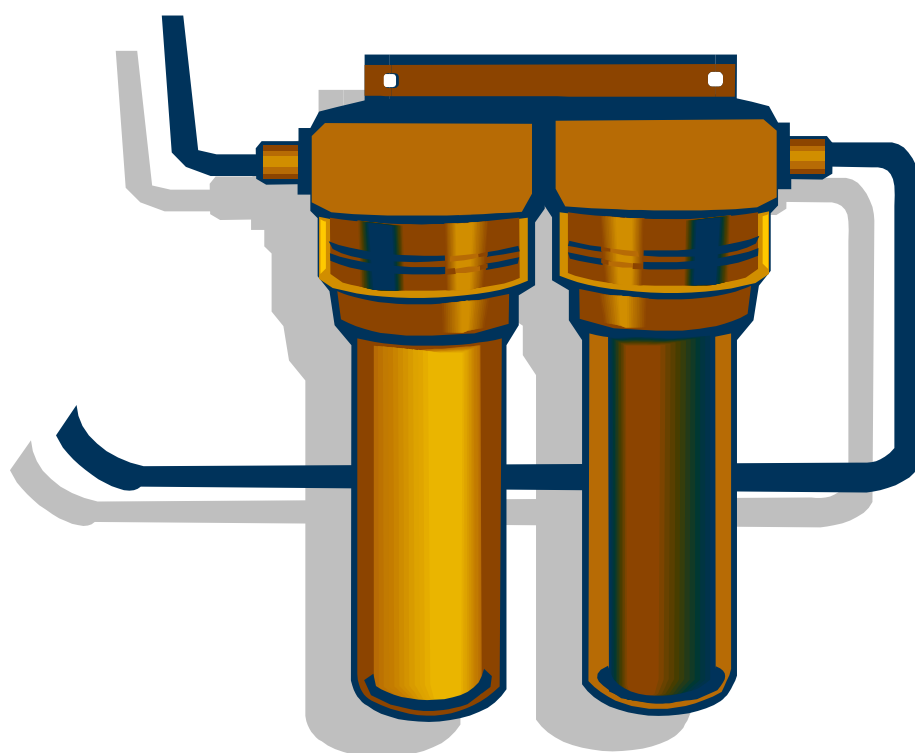


富里市浄水器設置費補助制度のご案内



富里市では、安全で健康的な生活を守るため、飲料用として井戸水を使用していて、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値を超えている世帯を対象に、家庭用浄水器を設置する場合、その費用の一部を補助します。

1 対象となる浄水器

- 1 飲料水を供給する給水装置に接続できること。
- 2 補助対象浄水器が1時間当たり5リットル以上であること。
- 3 耐用年数が通常の使用方法で5年以上であること。
- 4 性能の保証期間が1年以上であること。

2 補助金の対象となる方

- 1 地下水を日常生活の飲料用として使用しており、当該地下水に含まれる硝酸性窒素等が環境基準に適合していない方
- 2 居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難である方
- 3 過去5年以内に補助金の交付を受けていない方

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とは】

窒素肥料・し尿・家庭雑排水・下水などの汚染の指標となるもので、6か月未満の乳児が飲んだ場合、メトヘモグロビン血症という病気を引き起こすことがあります。

基準値は10mg／リットル以下で、対策としては、水源の切り替えや除去能力のある浄水器での除去が必要です。

基準値は、環境省より、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」により示されています。

3 補助金の額及び限度額

- 1 補助金の額は、補助対象浄水器の購入及び設置に要する費用（設置後の消耗品経費を除く。）の3分の1に相当する額とし上限を70,000円とします。
ただし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

(計算例)：200,000円×3分の1＝66,666・・・

1,000円未満切り捨てとなるため、補助金額は66,000円となります。

(計算例)：300,000円×3分の1＝100,000円

100,000円ですが限度70,000円なので、補助金額は限度の70,000円となります。

- 2 補助金の交付は、1世帯につき補助対象浄水器1基分に限り交付するものとする。この場合において、一の住居において2世帯以上の世帯が居住する場合は1世帯とします。

※ 特に市長が必要と認める場合は補助対象浄水器の購入及び設置に要する費用の全額又は、140,000円のうちいずれか低い方の金額（生活保護受給者）

4 申請受付

令和7年4月1日から受付開始

ただし、補助金の申請総額が予算枠に達した時点で終了となります。

5 申請に必要な書類

補助対象浄水器の設置工事に着工する前に「富里市浄水器設置費補助金交付申請書」（第1号様式）に次の書類を添えて申請してください。

- 1 飲料水の硝酸性窒素等に係る水質調査結果書（水道法（昭和32年法律第17号）第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が作成したものをいう。以下同じ。）の写し
- 2 補助対象浄水器の浄水性能を証明できる書類（環境基準を超過した数値が環境基準以下になることを証明できるもの）
- 3 補助対象浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類（耐用年数（5年以上）が分かる書類・住宅の所在がわかる地図など）

6 設置工事の着工

補助金の交付を受ける方は、「富里市浄水器設置費補助金交付決定通知書」（第2号様式）を受けてから、設置工事を行ってください。

7 設置報告書

補助金の交付の決定を受けた方は、設置工事が完了したときは、速やかに「富里市浄水器設置報告書」（第5号様式）に次の書類を添えて提出してください。

なお、最終提出期限は、令和8年3月31日となります。

- 1 補助対象浄水器の購入及び設置に係る領収書の写し
- 2 補助対象浄水器の設置が完了したことの分かる写真
- 3 浄水器設置後の水質調査結果書の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

※設置後、市職員が完了検査に伺う場合があります。

8 交付請求書

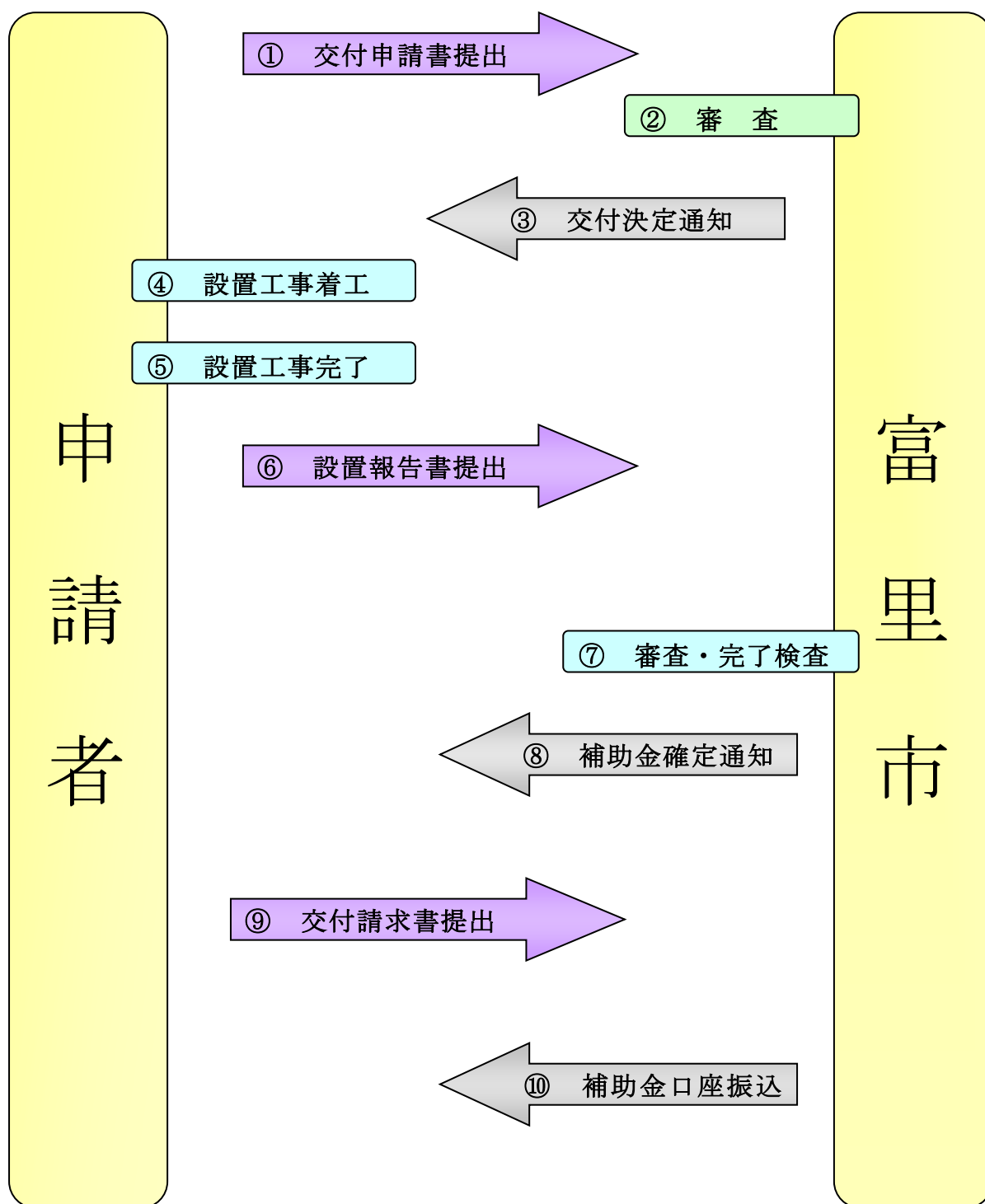
補助金確定通知を受けた方は、「富里市浄水器設置費補助金交付請求書」を提出してください。

9 その他

●計画の変更・中止の申請

補助金の交付決定を受けた後に、交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、「富里市浄水器設置費補助金変更（中止）承認申請書」（第3号様式）を提出し、その承認を受けなければなりません。

10 補助金交付手続きの流れ



注 意 事 項

- 受付日は、全ての書類がそろい、市が正式に受理した日付になります。
- 必ず、対象設備の設置前に申請してください。
- 申請に係る書類及び添付書類は、全て申請者本人の名義及び同一の印鑑（スタンプ印不可）をお願いします。
- 補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- 耐用年数（5年）を経過するまでの間は補助対象浄水器を処分することはできません。
- この補助制度は、毎年度の予算に応じて実施が決定されます。



問い合わせ・申請先

〒286-0292 富里市七栄 652-1

富里市 経済環境部 環境課 環境対策衛生班

電 話 0476-93-4946（直通）